

愛知目標からみた生物多様性の課題 ～2010年目標から愛知目標へ～

2010年目標 定性的、抽象的

2010年目標達成失敗
原因:より広範な政策、戦略、作業計画において生物多様性問題が十分に組み込まれず、生物多様性損失の根本的な原因への有効な対策も行われなかった(GBO3)

愛知目標 戦略的、測定可能、野心的だが現実的、期限が定められている

- 根本原因への対処(戦略目標A)を強く認識
- 実施強化措置の充実(戦略目標E)

2010年目標

重点分野	目標	個別目標
構成要素の生物多様性の保護	1. 生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める	1.1 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される 1.2 生物多様性にとって特に重要な地域が保護される
	2. 種の多様性の保全を促進する	2.1 選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される 2.2 絶滅のおそれのある種の状況が改善される
	3. 遺伝子の多様性の保全を促進する	3.1 農作物、家畜及び樹木、魚及び野生生物、その他価値ある種の遺伝的多様性が保全され、関連した先住民や地元の知識が維持される。
持続可能な利用の振興	4. 持続可能な利用及び消費を促進する	4.1 持続的に管理されている資源から生物多様性に基礎をおいた産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理される
		4.2 生物資源の非持続可能な消費、もしくはその生物多様性への影響が、軽減される
		4.3 国際的な貿易によって絶滅の危機にさらされる野性の植物相や動物相の種がない
生物多様性に対する脅威への取組	5. 生息地の損失、土地利用の変化及び劣化による圧力及び非持続可能な水利用が軽減される	5.1 自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる
		6. 侵略的外来種からの脅威を制御する
		7. 気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む
人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持	8. 財やサービスを提供し、生計を支える生態系の能力を維持する。	8.1 財やサービスを提供する生態系の能力が維持される
		8.2 特に貧しい者の、持続可能な暮らし、地元の食糧安全保障、保健医療を支える生物資源が維持される。
伝統的知識、発明及び慣行の保護	9. 先住民や地域社会の社会・文化的な多様性を維持する	9.1 伝統的知識、発明、慣習を守る 9.2 利益の配分を含む、伝統的な知識、発明、慣習に関する、先住民や地域社会の権利を守る。
遺伝子資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保	10. 遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分を保証する。	10.1 全ての遺伝資源の移転が、生物多様性条約、食糧農業植物遺伝資源に関する条約及びその他、適用可能な協定等に沿っている。 10.2 遺伝資源の商業的利用等から生じる利益がそうした資源を供給する国と共有される。
適切な資源提供の確保	11. 締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。	11.1 条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。
		11.2 第20条のパラグラフ4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。



愛知目標

戦略目標	個別目標
A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する
	2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる
	3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、または改革され、正の奨励措置が策定・提供される
	4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する
B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する
	6 水産資源が持続的に漁獲される
	7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
	8 汚染が有害でない水準まで抑えられる
	9 侵略的外来種が制御され、根絶される
	10* サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する
C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることで、生物多様性の状況を改善する。	11 陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される
	12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
	13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。	14 自然の恵みが提供され、回復・保全される
	15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する
	16* ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。	17* 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
	18 伝統的知識が尊重され、主流化される
	19 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される
	20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在の水準から顕著に増加する

愛知目標で追加された項目

* : 2015年为目标年となっている目標